

政府に「日米地位協定の抜本的な改定を求める意見書」
を提出を求めること

請願者

戦争をさせない1000人委員会あいち

代表 浅井 昇

あいち沖縄会議

代表 牛島達夫

紹介議員：

【請願の理由】

2018年7月と2020年11月、全国知事会は日米地位協定の抜本的な見直しを日米両政府に提言することを全会一致で決めました。

在日米軍による施設・区域のあり方や日本における米軍の地位について定めた日米地位協定は1960年に日米間で締結されて以来、現在まで一度も改定されていません。

国際的にも、駐留米軍に国内法が原則適用されない日米地位協定は稀で第2次世界大戦の敗戦国であるドイツやイタリアでは世論を背景に改定が進んでいます。イラクでも米軍はイラクの憲法および国内法を尊重しなければならないとなっています。

日本では、裁判権はもとより米軍の事件・事故への警察や消防の立ち入りや基地での環境汚染調査などは、米軍の同意がなければできません。さらに、コロナ禍においても米兵は入国審査や検疫の対象とならず、米軍基地での新型コロナの感染の急拡大に玉城沖縄県知事は、あらためて米兵に国内法の適用をするように地位協定の改定を訴えました。

戦後75年を経ても、日米地位協定によって主権が大幅に制限された占領下と殆ど変わらない状態であり、「独立国家」として情けない状況といえます。

全国知事会の提言は、地方議会での意見書の取り組みに波及していますが、残念ながら2020年9月現在では、9都道県と201市町村議会に止まり、愛知県内では一自治体しか提出されていません。日本の安全保障を思うとき過大な負担を強いている沖縄の現状に向き合い、「沖縄の心に寄り添う」を口先だけの言葉ではなく、政府に対して声を出す証として、愛知県議会が政府に対し、日米地位協定の抜本的改定を求める意見書を提出することを請願します。

【請願事項】

- 1. 政府に日米地位協定の抜本的改定を求めること。

名前	住所	印

※締め切り 2021年8月31日

※自筆の場合以外は印が必要です。

※この署名は、愛知県議会に提出します。署名は、目的以外には使用しません。

※送付先 名古屋市熱田区金山町1-14-18 あいち平和フォーラム付

戦争をさせない1000人委員会あいち

米軍基地負担に関する提言

全国知事会においては、沖縄県をはじめとする在日米軍基地に係る基地負担の状況を、基地等の所在の有無にかかわらず広く理解し、都道府県の共通理解を深めることを目的として、平成28年11月に「米軍基地負担に関する研究会」を設置、計6回にわたり開催し、日米安全保障体制と日本を取り巻く課題、米軍基地負担の現状と負担軽減及び日米地位協定をテーマに、資料に基づき意見交換を行うとともに、有識者からのヒアリングを行うなど、共通理解を深めてきました。

研究会終了後の平成30年7月開催の全国知事会議では、「米軍基地負担に関する提言」を決議し、国に対して要請を行ってきました。

また、令和元年7月開催の全国知事会議では、米軍機による低空飛行訓練について複数の知事から問題提起があったところです。

一方、国では、同年7月、日米両政府間で「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」の改正について合意し、迅速かつ早期の制限区域内への立入り等をガイドラインに新たに規定することなども行われております。

しかしながら、このガイドラインの改正により、日米地位協定における運用面の一部改善は行われたものの、平成30年7月の提言内容が実現したとは言い難い状況です。

米軍基地は、防衛に関する事項であることは十分認識しつつも、各自治体住民の生活に直結する重要な問題であることから、何よりも国民の理解が必要であり、国におかれては、国民の生命・財産や領土・領海等を守る立場からも、以下の事項について、引き続き一層積極的に取り組まれることを提言します。

記

- 1 飛行訓練など基地の外における米軍の演習・訓練については、必要最小限とすること
米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うとともに、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかかつ詳細な事前情報提供を必ず行い、人口密集地域等の上空の飛行回避、深夜、早朝など住民への影響が大きい時間帯や土曜日、日曜日、祝日等および重要な地元行事や学校行事等を避けるなど、関係自治体や地域住民の不安を払拭するよう、十分な配慮を行うこと
また、米軍機による事故が発生した場合には、当該事故に係る情報を関係自治体へ速やかに提供するとともに、原因を早期に究明し、公表すること
- 2 日米地位協定を抜本的に見直し、米軍機の飛行について最低安全高度を定める航空法令や航空機騒音の環境基準を定める環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること
- 3 米軍人等による事件・事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取組みを進めること
また、飛行場周辺における航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証を行うこと
- 4 施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること
- 5 在日米軍における新型コロナウイルス感染症防止対策については、日米両国の責任において、引き続き徹底の強化を図り、常に最善の措置を取るよう、緊密に連携して取り組むとともに、関係自治体等への迅速かつ適切な情報提供に努めること

令和2年11月5日

全国知事会